

学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとめは**大学を設置する法人の基本的な方向性**を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、**役員の選解任を行う**とともに、**運営の重要事項について議決を行う**こととする。
- **一定の重要事項**（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、**評議員会の同意、承認等の議決を要する**こととする。**決算・事業実績は評議員会が承認の議決を行う**こととする。
- **評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入**する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

役員の選解任の在り方

- **役員の選任は、評議員会が行う**こととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。**評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任**を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事のカテゴリーに応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- **役員の解任は、評議員会が行い、職務義務違反等の解任事由を定める**。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

評議員の在り方

- 学校を取り巻く**多様なステークホルダーを反映**するよう**構成を見直す**。
- **各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる**。
- **学内関係者の割合に上限**を課し、段階的に引き下げる。**監視局面では理事兼務者の議決権の除斥**を求め、人材確保を見極めつつ**兼務禁止**に取り組む。
- **理事による評議員の選解任は、認めない**こととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- **解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える**。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について**評議員による招集請求**や**議題・議案提案**を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場合も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

理事会・監事の職務等

- **理事長の選定・解職は、理事会が行う**こととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- **業務執行理事の位置付けと決定手続**を定め、理事長・業務執行理事に**理事会への一定期間ごとの報告義務**を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- **監事の選解任は、評議員会が行う**こととする。
- **各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる**。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事に加え、議事録を監事も確認することとする。

監査体制、ガバナンスの自律性等

- 法人規模等に応じ、**会計監査**の義務付けの検討、**内部統制システムの整備の義務付け**を行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人の**ガバナンスに関する情報**（評議員の構成、理事の選任方針など）を**事業報告書の開示事項**に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- **組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備**する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の**罰則を導入**する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。

学校法人の内部機関の相互関係（イメージ）

現在（緑字は令和元年法改正事項）

① 学校法人の責務の新設

② 役員の実務の明確化

善管注意義務、損害賠償責任
役員への特別利益提供の禁止

理事会

③ 理事・理事会機能の実質化

特別利害関係者の除斥
利益相反取引の制限拡大
監事への報告義務

理事長

監事

④ 監事の理事に対するけん制機能の強化

理事の執行状況の監査
理事会の招集権等
理事の違法行為差止

監査

選任

諮問・報告

意見

同意

⑤ 評議員会の機能の実質化

中期的な計画・役員報酬支給基準への意見

評議員会

取組の基本的な方向性（青字は提言事項）

評議員会

① 評議員会のチェック・監督機能の強化

役員を選任の実施、評議員から選任される理事の評議員退任
重要事項の同意・承認等の議決、決算・事業実績の承認の議決
評議員による解任の訴え、理事の違法行為差止請求

② 評議員の規律の明確化

ステークホルダーの反映、各理事・評議員の親族等の就任禁止
学内関係者の上限、理事兼務評議員の議決権の除斥
理事による選任の無効、評議員構成等の開示、解任の訴え、解任勧告

提案
諮問・報告

選解任
議決
意見

選解任

理事会

選定・解職

報告

理事長

業務執行理事

監査

③ 理事会のモニタリング機能の強化

理事会が理事長の選定・解職
業務執行理事の法定、執行者の理事会への報告義務

会計監査

④ 監事の独立性の強化

評議員会が監事の選解任
理事の親族等の就任禁止
任期の安定確保、選任・解任の意見確認
理事会招集通知先への追加、議事録の確認

会計監査人

⑤ 監査体制・内部統制の強化

規模等に応じた会計監査人による会計監査
規模等に応じた理事会の内部統制体制整備